

がん登録等の推進に関する法律の概要

がん登録等(全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集)

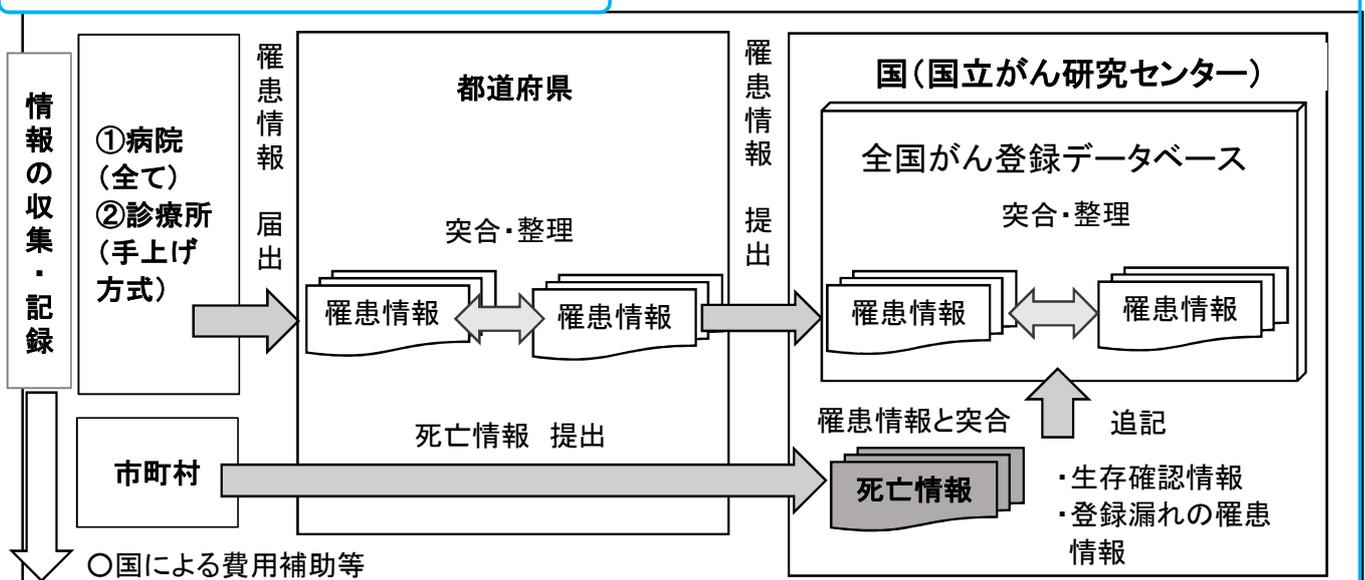
- 「全国がん登録」:国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関するデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」:病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

→がん医療の質の向上等(がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進)、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

全国がん登録(平成28年1月1日)開始



平成31年1月1日から利用等の開始

- 利用等の限度
- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供
  - 届出を行った病院等への生存確認情報の提供
  - がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供(研究者への非匿名化情報の提供は、本人同意があること等要件加重)
  - ※非匿名化情報については、保有期間の上限を政令で定める
  - 都道府県がんデータベース(地域がん登録のデータ等と一体的に保存)の整備

有識者の会議の意見聴取

情報の保護等(情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏示等の罰則。開示請求等は認めない。)

院内がん登録等の推進(院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備)

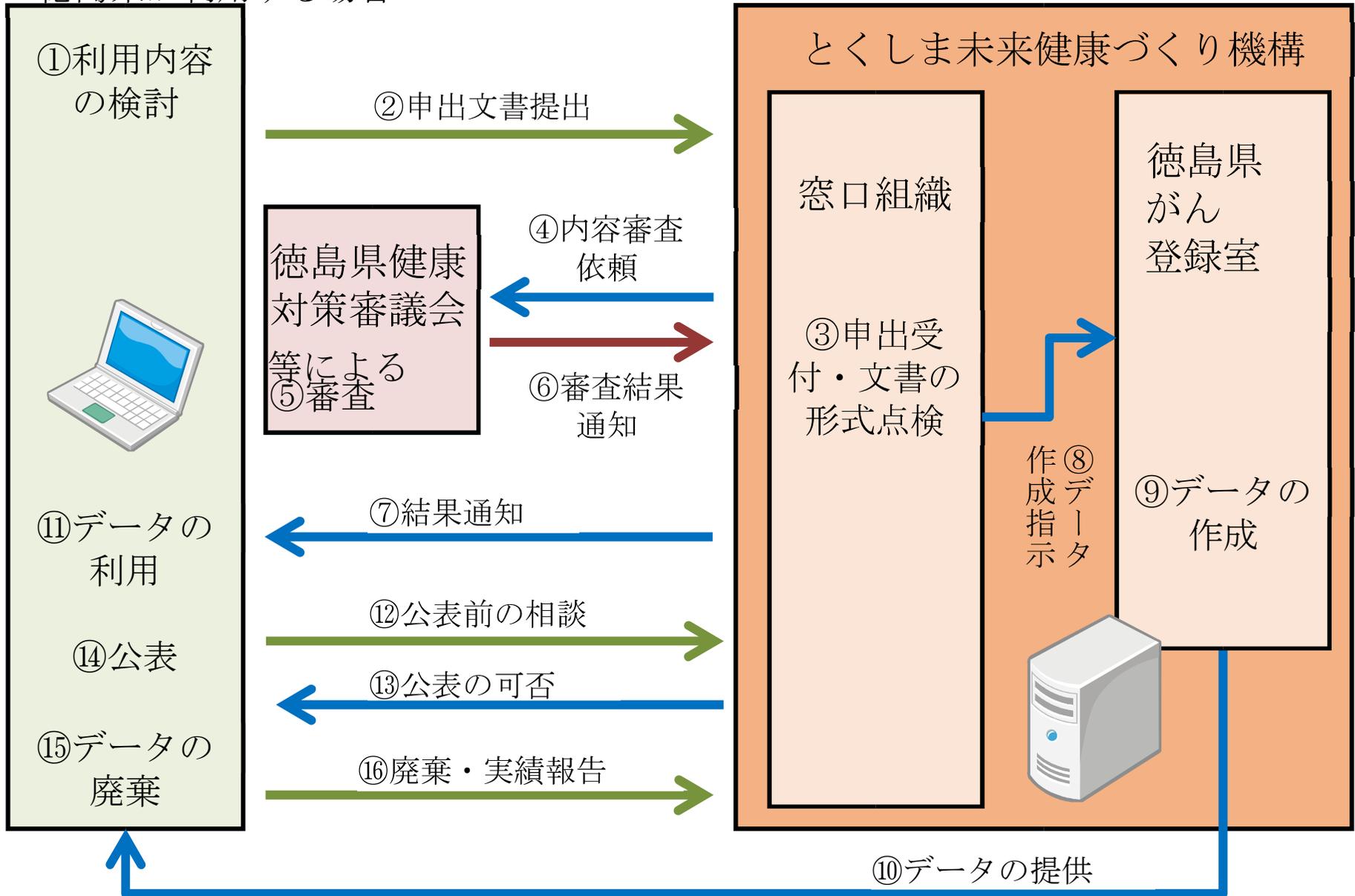
人材の育成(全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等)

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献

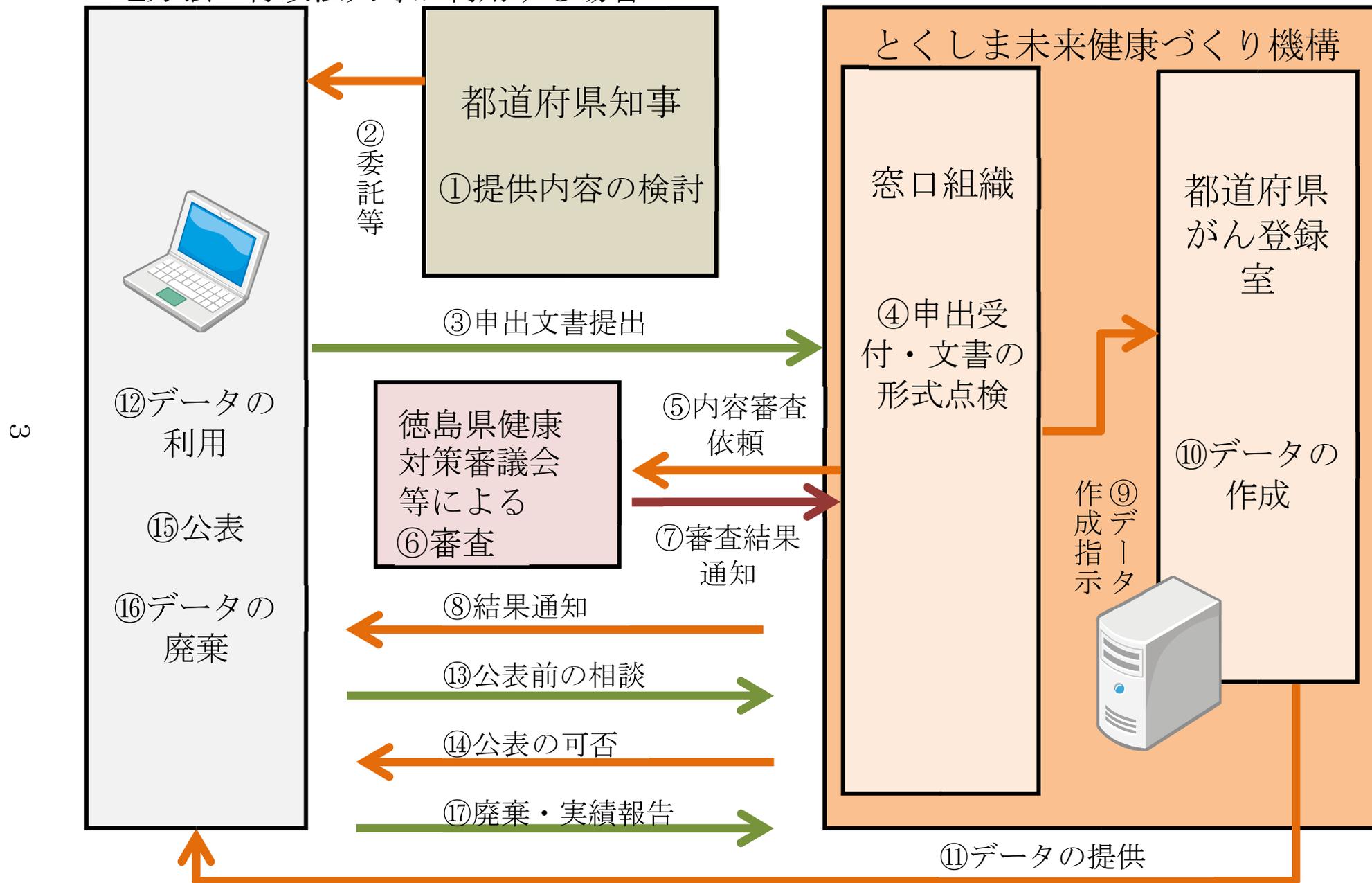
# 徳島県がん登録情報の提供に係る事務手続きの流れ

## 徳島県が利用する場合



# 徳島県がん登録情報の提供に係る事務手続きの流れ

## ■ 地方独立行政法人等が利用する場合

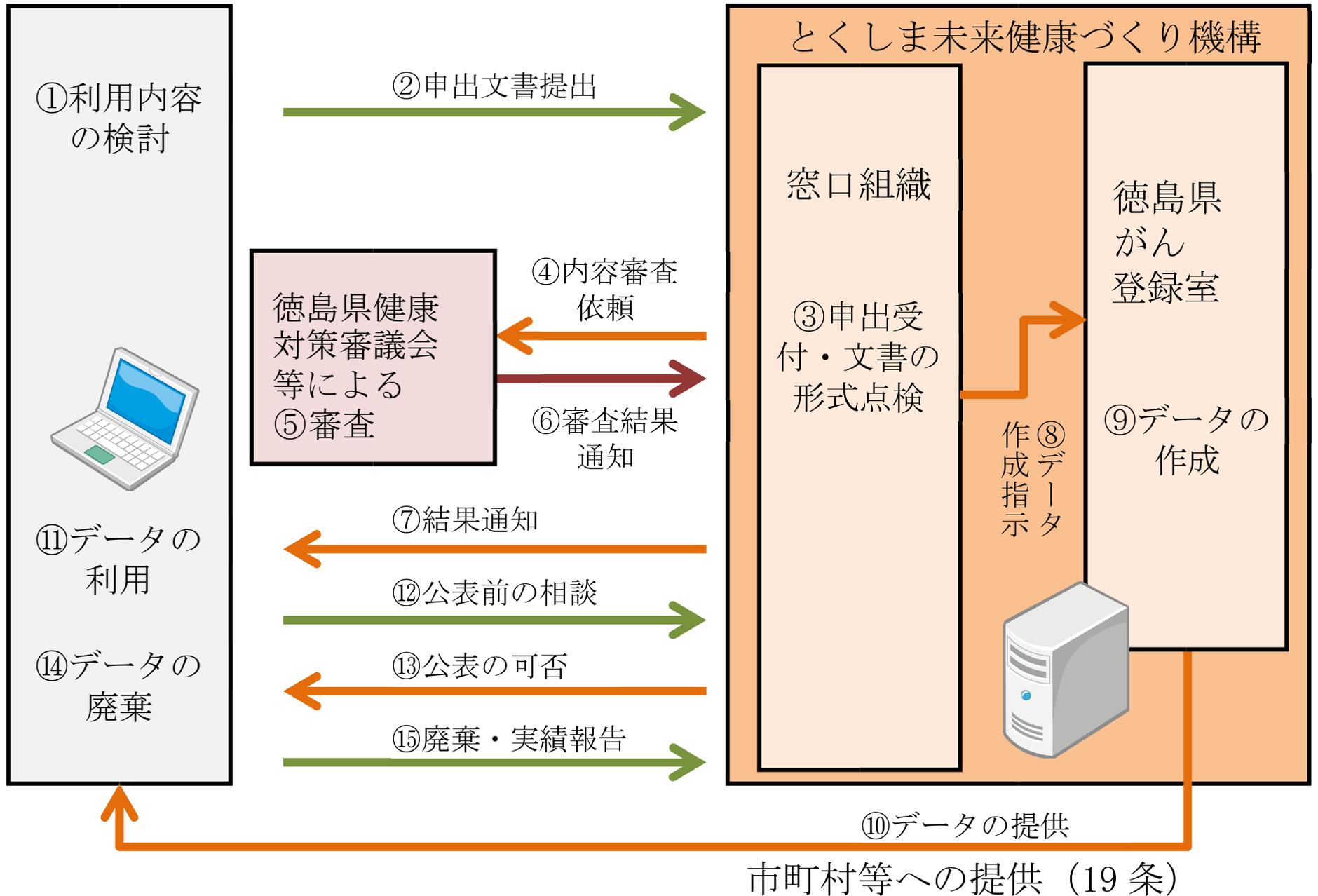


地方独立行政法人等への提供(18条第1項)

# 徳島県がん登録情報の提供に係る事務手続きの流れ

## ■市町村等が利用する場合

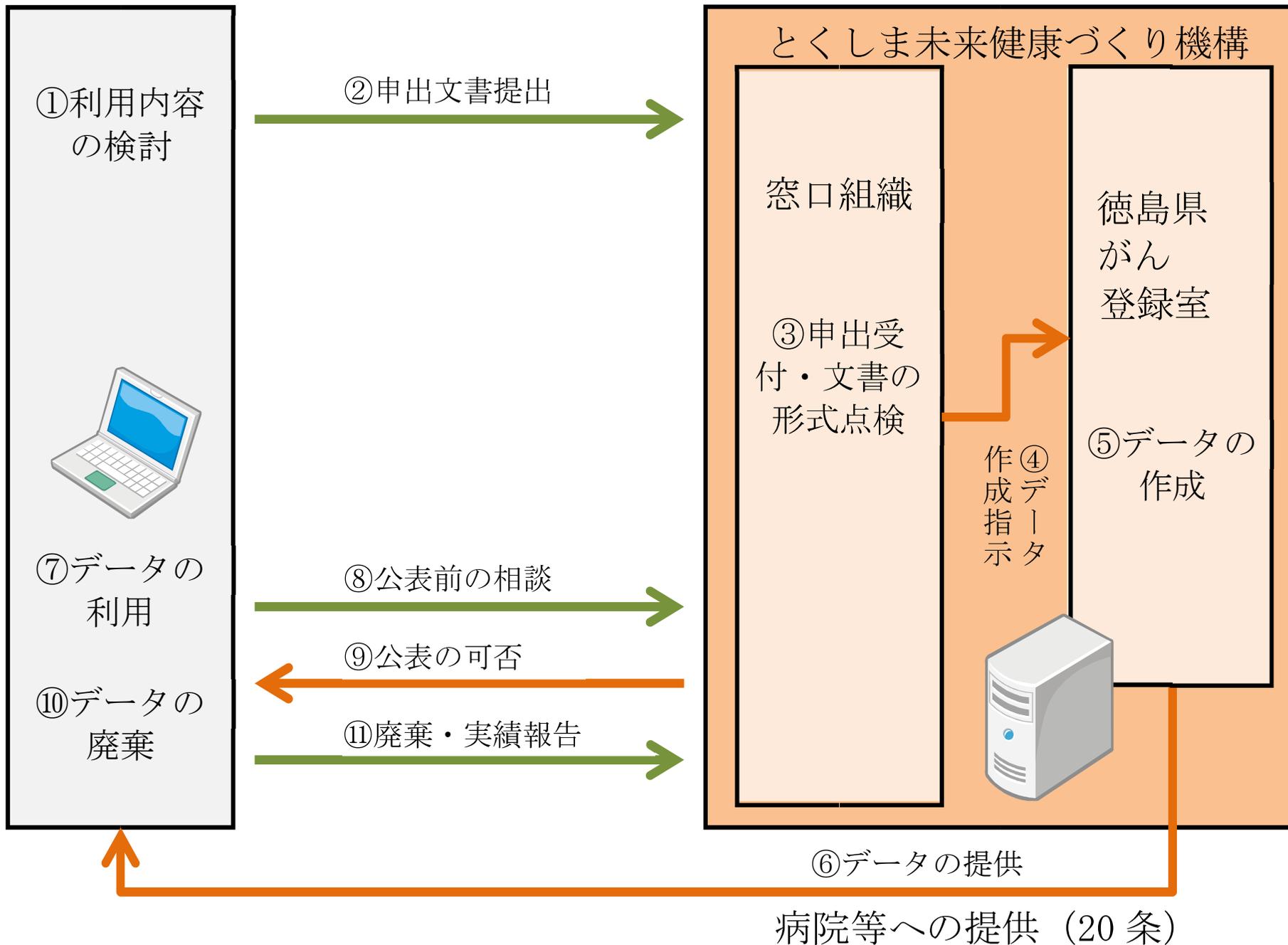
4



# 徳島県がん登録情報の提供に係る事務手続きの流れ

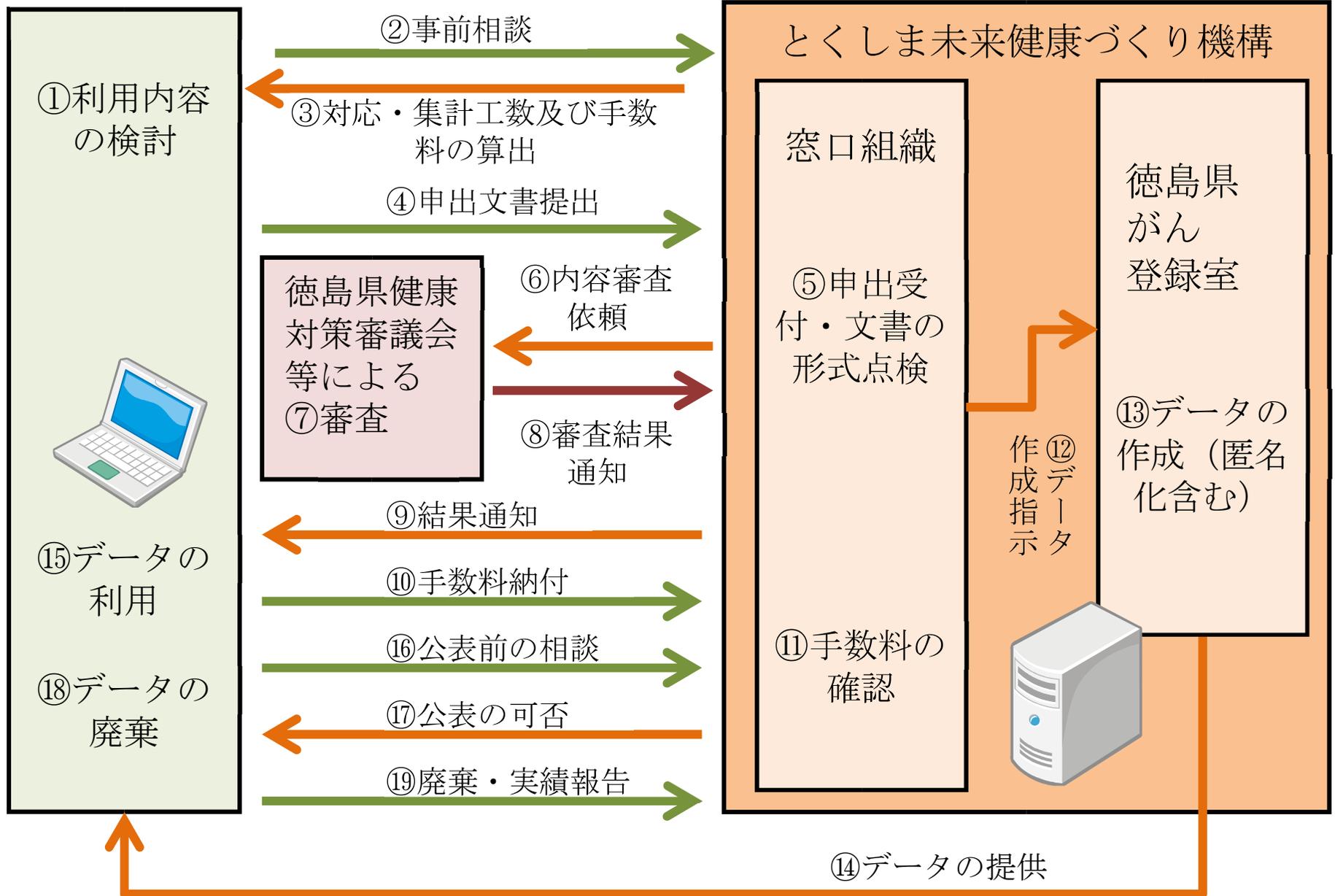
## ■病院等が利用する場合

51



# 徳島県がん登録情報の提供に係る事務手続きの流れ

## ■がん研究者が利用する場合



その他の提供 (21条8項~9項)

# がん登録推進法での積極的データ利用

## 法第三節 情報の利用及び提供

都道府県での報告書作成  
がん対策への利用

(都道府県知事による利用等)

- 第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。(後略)

がん検診の精度管理 等

(市町村等への提供)

- 第十九条 都道府県知事は、次に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報のうち第五条第一項第二号の情報として当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。(後略)

# がん登録推進法での積極的データ利用

## 法第三節 情報の利用及び提供

(病院等への提供)

患者予後情報の提供

- 第二十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報(厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。(後略)

∞

(その他の提供)

がん対策への利用

- 第二十一条 厚生労働大臣は、都道府県知事又は第十八条第一項各号に掲げる者から、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって当該都道府県の住民であった者に係るものの提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。(後略)

# がん登録推進法での積極的データ利用

## 法第三節 情報の利用及び提供

研究利用

(その他の提供)

- 第二十一条 8 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。(中略)
- 9 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供(当該提供の求めを受けた情報が都道府県がん情報に係る特定匿名化情報である場合にあっては、その提供)を行うことができる。(後略)